破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３２７号
函館市八幡町22番25号
債務者　渡辺トシ子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１１号
さいたま市南区大字大谷口1868番地９　アベニュー弐番館105
債務者　谷川　　敏
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３７号
さいたま市西区大字内野本郷424番地２　コトブキコーポ102号
債務者　深澤　隆一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６７号
埼玉県川口市大字安行小山424番地の２　白石コーポＡ―202号
債務者　遠藤　恵一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８３号
さいたま市西区三橋６丁目1064番地１　クレセントパレス１―203、旧住所さいたま市北区日進町１丁目85番地１　マンハイム大宮829
債務者　池田　慶三
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１２号
さいたま市大宮区高鼻町３丁目119番地　グリーンパーク103号
債務者　黒瀧　愼一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２７号
さいたま市中央区鈴谷４丁目９番24―410号
債務者　布川　　操
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井785番地36
債務者　相澤　康乃（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５２６号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台３丁目７番地３
債務者　菱﨑　香澄
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２６号
川崎市高津区子母口346番地　ときわ荘201号
債務者　永戸加代子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９３４号
横浜市青葉区榎が丘14番地３　サンクレスト青葉台405
債務者　松井　孝二
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９６号
横浜市磯子区磯子３丁目６番１―215号
債務者　幸谷志津雄
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４７号
横浜市南区大岡２丁目10番２号
債務者　吉田　千春
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６号
釧路市昭和中央６丁目21番10号
債務者　及川真由美（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１３２２号
さいたま市緑区大字大間木1587番地１　ライオンズマンション東浦和501
破産者　小関　宏明
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１８号
東京都墨田区緑４丁目36番６―302号　コーシャハイム緑４丁目住宅、破産手続開始時の住所東京都目黒区下目黒４丁目３番26号
破産者　島村　幸弘
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係